

議会運営委員会議会改革検討小委員会 次 第

日時：令和5年12月21日(木)
議会運営委員会終了後
場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 令和5年度答申案の取りまとめについて

3 その他

4 閉 会

多様な主体との連携による府議会の機能強化及び 府民に身近な府議会の実現に関する検討結果骨子 (案)

— 議会改革検討小委員会報告 — (令和6年●月)

1 検討の経過

(1) 議長からの議会改革の取組に関する諮問

令和5年7月4日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として次の事項について諮問が行われた。

- ① 多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組の検討
- ② 情報発信の更なる充実や、わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営など、府民に身近な議会を実現し、多様な主体の参画を促すための取組の検討

(2) 議会改革検討小委員会

これらの諮問に対し、議会運営委員会に議会改革検討小委員会を設置し、検討を行った結果について、ここに報告する。

※ 諮問事項②のうち、「情報発信の更なる充実」については広報広聴会議において、別途検討・答申

◆ 令和5年度議会改革検討小委員会の概要

- 1) 委員長 中村 正孝 (自民)
同委員 藤山裕紀子 (自民)、磯野 勝 (自民)、森口 亨 (自民)、
瀧脇 正明 (自民)、酒井 常雄 (維国)、北川 剛司 (維国)、
光永 敦彦 (共産)、浜田 良之 (共産)、岡本 和徳 (府民)、
田中 健志 (府民)、小鍛治義広 (公明)、山口 勝 (公明)
- 2) 設置 令和5年7月5日
- 3) 開催回数 計●回

2 検討結果

(1) 令和5年度の検討項目

1の諮問事項のうち、令和5年度に検討を行うべき項目を次のとおり整理し、それぞれについて検討を行った。

- 諮問事項① 大学・研究機関と連携した政策・議会改革等の検討の仕組みづくり
- 諮問事項② わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営

(2) 大学・研究機関と連携した政策・議会改革等の検討の仕組みづくり

(7) 連携の基本的な考え方

府議会の現状と課題を整理し、次のとおり大学と連携を行う意義を確認した。

- 地域課題や社会的な課題は複雑化しており、地域の多様な民意を集約し、広い見地から住民の利害や立場を包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割はより重要となっている。
- 京都の強みである大学の「知」と学生の「力」を議会・議員活動に活かすことにより、地域が抱える様々な課題解決の方策について継続的な取組を通じて新たな知見を得ることは、非常に有用と考えられる。

(4) 京都府立大学との協議・調整

(7)の考え方に基づき、公共政策学部が設置されている京都府立大学と包括連携協定の締結について協議・調整を行った。

〔 令和5年12月13日
議会改革検討小委員会に京都府立大学 能勢 事務局長を招き、意見交換を実施 〕

(5) 提言

小委員会での検討結果を踏まえ、京都府立大学との間に**別紙**の包括連携協定を締結することを提言する。

(3) わかりやすく府民の信頼を得られる議会運営

府民にわかりやすい府議会の実現のため、本会議運営の見直しを検討した結果、次のとおり提言する。

(7) 代表・一般質問の質問者等の早期公表

現状 代表質問及び一般質問の初日に質問者や項目等を公表しているが、府民の傍聴やネット配信の視聴に資するよう、より早期に質問予定者等を公表することが望ましい。



提言 質問通告の締切が定例会招集日の午後5時であり、現状の公表内容について大幅に前倒しすることは困難なため、現状の公表に先立ち、「質問者及び項目の一部を『予定』として招集日前に公表」することにより改善を図ってはどうか。

(4) 答弁順序の見直し

現状 代表質問及び一般質問においては、部局の建制順等で答弁を実施しているため、質問の順番と答弁の順番が食い違うケースが発生しており、傍聴者、ネット視聴者等にとってわかりにくくなっている。



提言 原則として質問の順番で答弁を行うよう、議会として改善案を理事者側に提案することとしてはどうか。

京都府議会と京都府立大学との包括連携に関する協定書(案)

京都府議会(以下「甲」という。)と京都府立大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、二元代表制の一翼を担い、府民の代表として多様な意見を集約し、府の意思決定を行う京都府議会と、知の拠点として教育・研究と人材育成に取り組む京都府立大学が包括連携することにより、地域が抱える様々な課題についての確に取組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携し、協力する。

- (1) 甲の政策形成及び調査・研究に関する事項
- (2) 乙の教育・研究及び人材育成に関する事項
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(連絡調整)

第3条 甲及び乙は、前条の連携事項を円滑に推進するため、両者協議の上、双方の負担に配慮し、弾力的な運営に努めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2箇月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の処理)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成、それぞれ1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 京都府議会
議長

乙 京都府立大学
学長